

| No | 法令名 | 根拠条項 | 不利益処分の概要 | 設定等 | 備考 |
|----|----------------------------|--------------------------------------|---|----------|----------------|
| 1 | 健康増進法 | 第23条 | 特定給食施設の設置者への勧告及び命令 | 未設定 イ | |
| 2 | 栄養士法 | 第5条 第1項 | 栄養士免許の取消、栄養士の名称の使用停止 | 未設定 イ | |
| 3 | 調理師法 | 第6条 | 調理師免許の取消し | 未設定 イ | |
| 4 | 歯科技工士法 | 第24条 | 歯科技工所の改善命令 | 未設定 イ | (道立のみ 保健所長) |
| 5 | 歯科技工士法 | 第25条 | 歯科技工所の全部又は一部の使用禁止 | 未設定 イ | (道立のみ 保健所長) |
| 6 | 歯科衛生士法 | 第13条の 4 | 歯科衛生士に対する保健所長の指示 | 未設定 イ | (道立のみ 保健所長) |
| 7 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第43条 第2項 | 診療報酬の支払いの差止め | 未設定 イ | |
| 8 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第14条 第5項 | 指定届出機関の指定の取り消し | 未設定 ハ | |
| 9 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第17条第 2項、第 45条 第2項 | 健康診断勧告に従わない者に対する健康診断の実施 | 未設定 イ | (道立のみ 保健所長) |
| 10 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第18条 第2項 | 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び無症状病原体保有者の就業制限 | 未設定 イ | (道立のみ 保健所長) |
| 11 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第19条第 3項、第 26条、第 46条第2 項 | 入院勧告に従わない者に対する入院措置の実施 | 未設定 イ | (道立のみ 保健所長) |
| 12 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第20条第 2項、第 26条 | 入院勧告・入院延長勧告に従わない者に対する入院措置の実施 | 未設定 イ | (道立のみ 保健所長) |

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。